

砂川闘争 終わっていない 事件から 67 年、国賠訴訟あす判決

東京新聞 2024 年 1 月 14 日 配信 (太田理英子)

東京都立川市の陸上自衛隊立川駐屯地の脇に、柵に囲まれた空き地がある。この目の前で、1957 年、旧米軍立川基地の拡張計画に反対する市民が警官隊らと衝突した「砂川事件」が起きた。事件で有罪とされた人たちが、国に損害賠償を求めた訴訟の判決が 15 日、東京地裁で言い渡される。なぜ長い月日を経て裁判をしているのか。背景をひもとくと、基地を巡る日米のいびつな関係が見えた。

◆「砂川闘争は終わっていない」「昔はこの一帯は畑で、柵の向こうは『外国』だったんです」。近くに

住む福島京子さん(74)が旧米軍飛行場跡の空き地を見つめ、振り返った。旧日本陸軍の施設が集中していた地域を戦後、米軍が基地にした。1955 年、基地拡張のため周辺の土地を大規模に収用する計画が浮上し、地元住民が反対運動を始めた。学生や労働者が支援し、警官隊らと衝突を繰り返した運動は地名から「砂川闘争」と呼ばれた。1957 年、柵が倒れ、基地内に立ち入ったとして学生ら 23 人が逮捕、7 人が起訴される「砂川事件」が起きた。農家だった福島さんの父の故・宮岡政雄さんは「先祖の土地を戦争の道具にするのは許せない」と、住民組織の主要メンバーとして闘った。幼かった福島さんも座り込みや集会に参加。頭上間近を飛ぶ米軍機を見ては「戦争とつながっている」と感じた。立ってられないほどの爆風、爆音、燃料のにおいは今も忘れられない。



旧米軍飛行場跡の前で砂川闘争と基地問題について話す福島京子さん=1月、東京都立川市で(坂本亜由理撮影)

◆「闘争」で基地の拡張を防いだ そして現代は 土地買収に応じる住民が次第に増え、約 130 世帯だった抗議者は、1960 年代半ばには 23 世帯に減った。それでも宮岡さんらは基地内の民有地返還などを巡る複数の訴訟活動を続け、1968 年に拡張計画は中止となった。「住民の力で 1mm の拡張も許さなかったことは大きな成果」と誇る。米軍基地を巡っては、今も各地で騒音や事故の危険の問題がくすぶる。福生市周辺の横田基地では、有機フッ素化合物(PFAS=ピーファス)を含む泡消火剤の漏出問題も指摘される。福島さんは、砂川事件の現場近くの小さな施設「砂川平和ひろば」で、闘争の写真や資料を公開し、次世代に訴える活動を続けている。「日米安保条約や地位協定に縛られている現実は変わっていない。日本に米軍基地がある限り、国民の権利と自由は失われたまま。砂川闘争は終わっていない」歴史のかなたへと消え入りそうだった事件から 67 年になる。再びの闘争に火をつけたきっかけは、2000 年代から相次いで発見された米国の公文書だった。



砂川事件を巡る国賠訴訟 1957 年に米軍立川基地(当時)の拡張計画に反対するデモ中、基地に立ち入ったとして日米安全保障条約に基づく刑事特別法違反の罪で起訴され、有罪が確定した元被告の土屋源太郎さんら 3 人が、国に約 20 万円の損害賠償を求めた訴訟。一審の無罪判決を破棄した最高裁の審理は「田中耕太郎長官が駐日米大使らに情報を漏えいした上で審理を誘導したため、公平な裁判を受ける権利が侵害された」としている。田中長官と大使らの接触を示す米側公文書の存在が 2008 年以降に明らかになり、2019 年に提訴した。国側は、米側公文書について知らないとし、真正な文書だとしても「長官の発言が正確に聴取されたのか明らかでない」などとして、不法行為はなかったと反論。不法行為

から 20 年で賠償請求権が消滅する「除斥期間」を既に経過していると主張している。原告側は、公文書は長年機密指定され、内容を把握することが遅れたという事情などを踏まえ、除斥期間は適用すべきではないと訴えている。

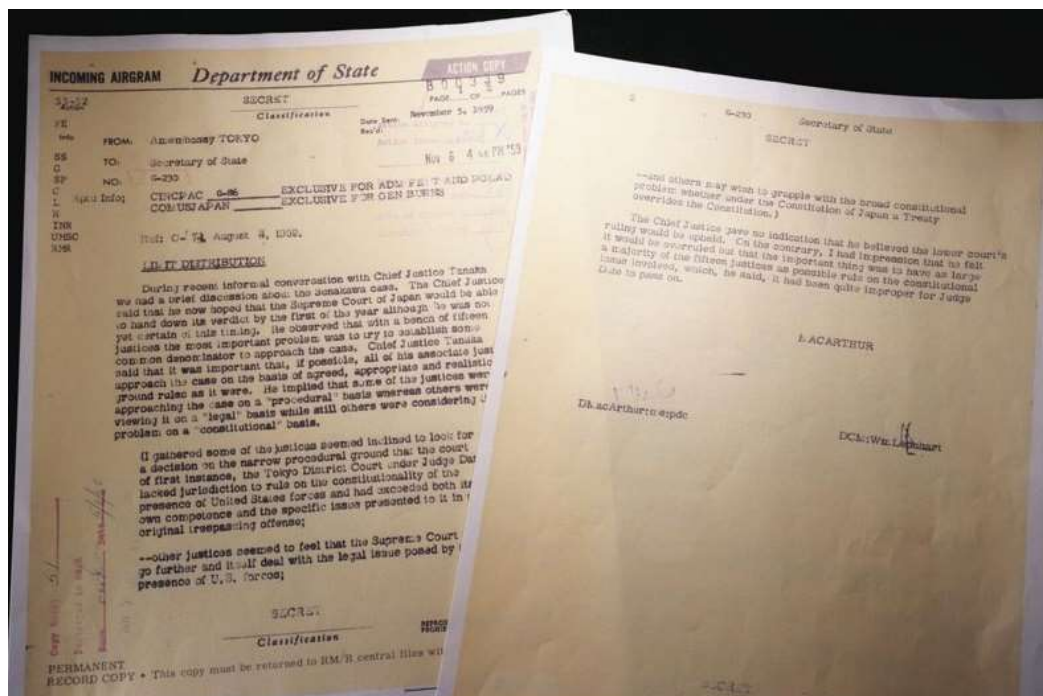
◆2011 年に発見された公文書で発覚した「密談記録」 2011 年秋、米国立公文書館から開示された資料を確認していたジャーナリスト末浪靖司さん(84)は、1 通の文書に目を見張った。「informal conversation with Chief Justice Tanaka(田中最高裁長官との非公式会談)」「the Sunakawa case(砂川事件)」1959 年 11 月、当時の田中耕太郎最高裁長官とマッカーサー駐日米大使が砂川事件の刑事裁判について最高裁判決前に「密談」した記録だった。密談の存在自体は 3 年前の 2008 年に研究者の新原昭治さんが見つけた米側公文書で明らかになっていたが、末浪さんが見つけた資料には田中長官が一審判決を「憲法上の争点に判断を下したのは誤り」と批判したことが記載され、判決前に米側に審理の方向性を伝えたことを示唆する内容だった。

◆異例づくめで進んだ刑事裁判 砂川事件の刑事裁判は異例づくめだった。1959 年 3 月の一審東京地裁判決は

「米軍駐留は憲法 9 条 2 項に違反する」と判断し、日米安全保障条約に基づく刑事特別法で起訴された 7 人を無罪とした。米軍駐留の正当性を根本から揺るがす司法判断だった。それに対し、検察側は控訴して高裁に判断を仰ぐのではなく、直接最高裁に訴える「跳躍上告」で応じた。そして 12 月、田中長官が裁判長を務める最高裁大法廷は「米軍駐留は憲法 9 条 2 項が禁止する戦力に当たらない」と判断し、裁判長の姓から「伊達判決」と呼ばれた一審判決を破棄した。その後の差し戻し審で 7 人の罰金刑が確定した。それから半世紀を経て、新原さんや末浪さんらが見つけた公文書に記されていたのは、一審判決の翌日に駐日米大使が外相に跳躍上告を促したり、田中長官が大使に訴訟を「優先的に扱う」と伝えたりするなど、日米政府と司法が秘密裏に協議していた事実だった。冷戦下だった当時、米国の世界戦略では在日基地の役割が重視され、日米安保条約の改定が両国政府間で進められていた。末浪さんは「伊達判決は米軍にとって脅威で、駐留にお墨付きを与える判決が必要だった」と見る。

◆司法を縛り続ける「統治行為論」は誰を利する? しかも、この最高裁判決は、今なお米軍基地による被害を訴える人々の救済を阻む判断枠組みも示し、戦後日本の司法のあり方にも問題を投げかけている。

高度な政治問題は司法審査の対象外とする「統治行為論」だ。米軍基地の騒音などを巡る訴訟では米軍機の飛行差し止め請求は「審理対象外」として棄却され続けている。当事者は、どう受け止めてきたのか。元被告の一人で静岡市の土屋源太郎さん(89)は「三権分立が侵され、許されないこと」と憤り



最高裁長官と米国駐日大使の接触について記す公文書の写し



米国で入手した公文書の写しを手し、「米国の介入の証拠だ」と語る末浪靖司さん
=東京都内

をあらわにする。2009年以降、密談に関する日本側の公文書を探そうと、法務省や外務省に情報開示請求をしてきたが、回答は「不存在」。旧民主党政権下の2010年、外務省は一転して当時の外相と駐日大使の会談記録を一部開示したが、「一般的な内容」ととどまるとして米側の圧力を否定している。土屋さんら元被告4人は2014年に再審請求に踏み切ったが、棄却された。「このまま終わるわけにはいかない」。公正な裁判を受ける権利を侵害されたとして2019年に国に損害賠償を求める訴訟を起し、今年15日の東京地裁判決を待つ。

◆「国民の権利が脅かされる」元闘士の訴え かつて基地前で平和を願って抗議の声を上げた時から、土屋さんの思いは変わらない。「安保法制もできて戦争ができる国に変わりつつある中、国民の権利が脅かされる危険を若い世代にも知ってもらいたい。砂川事件は、決して過去の問題ではない」司法制度に詳しい佐藤岩夫・東大特任教授も「本来戦後の司法は独立して国民の権利を守ることが求められていたが、砂川事件の最高裁判決はその役割より、統治機構の一部としての側面が全面的に現れた」と問題視する。公文書では、田中長官が大使

との会談で積極的に発言している形跡があり「発足まもない最高裁の地位を安定させる意図で、日本政府と同様に米国との共同歩調を取る考えがあったのではないか」という。黎明期の最高裁を率いた田中長官は、政治部門の判断を尊重する司法消極主義や裁判所組織の中央集権化を浸透させ、戦後日本の裁判所に深刻な影響を及ぼすことになったとされる。佐藤特任教授は「司法は国民の権利を守るという原点に立ち戻り、裁判所の独立、最高裁裁判官の多様性を図ることが求められている」と指摘。15日の判決を「現代の司法が自らの過去の歴史と真摯に向き合うことが問われている」と注目している。

追記:

折々のトピックス『立川市砂川町を訪問するついでに周辺を歩いてきました(2015.11.7.)』

たまたま新聞で『基地拡張拒んだ…砂川闘争 60年』なる記事を見て、砂川町を訪ねてみようと思いつきました。関連のイベント(講演会や展示、記録映画の上映)も予定されているとのこと。すぐさま行動に移せるのはリタイア組の特権で、これを利用しない手はありません。

そこで別添地図のような行程を組んで、昭和記念公園から砂川町に出て、玉川上水に沿って歩き、その後は多摩モルルールで立川駅に戻り、イベント会場へと向かいました。イベントはたいへん盛りだくさんで、とても全てを紹介することはできませんが、砂川闘争60周年のつどい実行委員会およびボランティアの皆さんの熱意には本当に圧倒されました。また、かつての砂川闘争と現在の米軍横田基地、沖縄の問題が

砂川事件を巡る経緯

1955年	5月	米軍立川基地の滑走路拡張計画が明らかに。住民らの反対運動「砂川闘争」が始まる	
57年	2月	岸信介政権が発足。その後、日米安全保障条約の改定のため、藤山愛一郎外相がマッカーサー駐日米大使と交渉を繰り返す	
	9月	拡張計画に反対するデモ中に基地に立ち入ったとして23人が安保条約に基づく刑事特別法違反容疑で逮捕。翌月、土屋源太郎さんら7人が起訴される	
59年	3月	東京地裁が「米軍駐留は憲法9条違反」と判断し、7人を無罪に判決翌日、駐日米大使が外相と会い、控訴をせずに即座に最高裁に上告する「跳躍上告」をすべきと訴える	
	4月	検察側が跳躍上告 田中耕太郎最高裁長官が駐日米大使と会い、本件訴訟を優先的に扱うと説明	
	7月	田中長官が駐日米大使と会い、判決時期の見通しや「世論を揺さぶる少数意見を回避したい」と説明	
	11月	田中長官が駐日米大使と会い、東京地裁判決について「憲法上の争点に判断を下したのは誤り」と発言	
	12月	最高裁大法廷が東京地裁判決を破棄。その後の差し戻し審で7人の罰金刑が確定	
60年	1月	日米両国が新安保条約に調印	
68年	12月	米軍が立川基地の拡張中止を発表	▲判決を言い渡す最高裁大法廷
77年	11月	立川基地が全面返還	
2008年	4月	59年4月の田中長官と駐日米大使の密談記録が米公文書館で発見。その後、他の密談記録も見つかる	
	6月	土屋さんら4人が再審請求。その後、棄却される	
19年	3月	土屋さんら3人が「公平な裁判を受ける権利を侵害された」として国に損害賠償を求めて東京地裁に提訴	▲返還直前の立川基地
24年	1月15日	東京地裁が判決言い渡し	



(左) 66年に及ぶ砂川事件の闘いを振り返る原告の土屋源太郎さん(静岡市で)
(右) 最高裁判所(資料写真)



一連のものであることが非常に良く判りました。

もう一つ忘れられないのは、砂川町の上空をひっきりなしに行き来する自衛隊ヘリの轟音でした。あまりの頻度に驚いたのですが、もしこれがオスプレイなら騒音の大きさはこの比ではないものと思われます。

関連記事が『備忘録ないしは切り抜き帳(その 23)』の中(2015.11.10.)にあります。

折々のトピックス <http://sismosocial.web.fc2.com/tachikawa.pdf>

備忘録ないしは切り抜き帳 <http://sismosocial.web.fc2.com/HigashinipponEQ23.pdf>

「砂川事件」めぐる国賠請求、東京地裁は棄却 元学生らの「公平な裁判の権利侵害」訴えを退ける

東京新聞 2024 年 1 月 15 日 21 時 48 分 配信

1957 年に東京都砂川町(現立川市)にあった米軍立川基地に立ち入ったとして学生らが逮捕、起訴された「砂川事件」を巡り、最高裁判決前に最高裁長官が米側に評議の状況などを伝えたことで「公平な裁判を受ける権利が侵害された」として、元被告ら 3 人が国に損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は 15 日、「具体的な評議内容、予想される判決内容まで伝えた事実は認められず、公平な裁判でないとは言えない」として請求を棄却した。

◆「一審が覆されるだろう」は「長官の発言か不明」原告は日米安全保障条約に基づく刑事特別法違反罪で起訴された土屋源太郎さん(89)＝静岡市＝ら。「米軍駐留は憲法違反」として無罪を言い渡した 1959 年 3 月の一審判決を、最高裁が同 12 月に破棄。1964 年に有罪が確定した。2008 年以降、当時の田中耕太郎最高裁長官と駐日米大使らが密談し、審理内容などを伝えたとの記録が米国立公文書館で見つかった。判決理由で小池あゆみ裁判長は「裁判官が事件に予断や偏見をもたらす関係を、事件関係者と有するなど特段の事情」があれば「公平な裁判」と言えないとした上で「一審判決が覆されるだろう」と評議の状況を記したとされる公文書の記載は「長官の発言か不明」と判断。長官の発言からは「特段の事情」があるとは言えないとした。原告側は長官が米側と評議の進め方の打ち合わせをしていたとも主張したが、公文書から「推認できない」として退けた。

◆「世論を揺るがす少数意見を避けたい」との意思 「こんな不当な判決は許せない」。判決後に東京都内で記者会見した土屋さんは、声を張り上げた。米側公文書では、最高裁長官が「世論を揺るがす少数意見を避けたい」との意思を示し、一審無罪判決を問題視する発言などが記されていた。土屋さんは「誰が考えてもこんな不公平な裁判はない。司法の正しいあり方を求めるためにも戦っていく」と、控訴する意向を示した。原告の一人で、元被告の故・坂田茂さんの長女和子さん(67)は「非常に残念で納得できない。父に良い報告ができず無念だ」と語った。同席し



「砂川事件」を巡る国家賠償請求訴訟の判決を受け、記者会見する土屋源太郎さん(左から 4 人目)ら原告側

砂川事件を巡る経緯

1957年 9月	米軍立川基地の拡張に反対するデモ中に基地に立ち入ったとして、23人が日米安全保障条約に基づく刑事特別法違反容疑で逮捕。翌月、土屋源太郎さんら7人が起訴される
1959年 3月	東京地裁が「米軍駐留は憲法9条違反」として7人を無罪に。その後、検察は控訴をせずに最高裁に「跳躍上告」
12月	最高裁大法廷が一審判決を破棄。その後の差し戻し審で7人の罰金刑が確定
2008年 4月	最高裁判決前に、最高裁長官と駐日米大使が密談していた記録などが米公文書館で発見。その後、他の密談記録も見つかる
14年 6月	土屋さんら4人が再審請求。その後、棄却される
19年 3月	土屋さんら3人が「公平な裁判を受ける権利を侵害された」として国に損害賠償を求めて東京地裁に提訴
24年1月	東京地裁が請求棄却の判決



「砂川事件」を巡る国家賠償請求訴訟の判決を受け、記者会見する原告の土屋源太郎さん(左)と坂田和子さん＝15日、東京・霞が関の司法記者クラブで

た代理人の武内更一弁護士は、地裁が判決で示した「公平な裁判」の定義について「意味を限定的に狭めて裁判所を守った」と非難。「無罪判決を日米政府が一緒になり破棄させたのは歴史的事実だ」と訴えた。(太田理英子)